

学校における体罰防止と「指導」の見直しに向けて（意見表明）

2013年2月1日 公教育計画学会

大阪市立の高校において、2012年12月、スポーツ部活動（以後「部活」と略）中の顧問の見せしめ的な体罰などを苦に、生徒が自殺するという悲しい出来事が起こりました（以後この出来事を「本件」と呼ぶ）。本件は、本日（2013年2月1日）の時点でもなお、弁護士らによる大阪市の外部監察チームと市教育委員会による実態解明の作業が続いています。ただ、その後もマスメディアでは、各地の学校で起きた体罰の事例が相次いで報じられているところです。

最近、学校で我が子を亡くした親たちの間から、教員による体罰や過剰な叱責、圧迫的な指導などを要因にした「指導死」（指導による自殺という意味）という言葉が使われるようになりました（たとえば『AERA』2013年2月4日号の記事「指導死『41人』の衝撃」など）。今まで新聞報道などで伝えられたことから見る限り、本件もまた、この「指導死」と呼ばれるケースに含まれるでしょう。また、このような「指導死」のケースの背後には、亡くなるまでには至らないまでも、さまざまな形で教員による指導の過程で心身が傷つき、脅かされている子どものケースがあると考えられます。

あらためて言うまでもなく、学校教育法第11条で、体罰は明確に禁止されています。また、大阪市教育委員会指導部が作成した資料「体罰防止に向けて」（1999年11月）では、体罰が法律で禁止された違法行為であるということだけでなく、『「体罰は愛の鞭」や「問題が表面化しなければ多少の体罰も許されるのでは」という誤った考え方に対して、体罰否定を強く貫くことが大切である」とも述べています。

これに加えて、子どもの権利条約（児童の権利に関する条約。1994年4月批准・5月公布）では、「学校の規律が児童の人間の尊厳に適合する方法で及びこの条約に従って運用されることを確保するためのすべての適切な措置をとる」（政府訳）第28条2項と定めています。この趣旨に沿えば、殴る・蹴るといった体罰だけでなく、たとえば部活中にキャプテンなど中心的な生徒を「見せしめ」のようにののしる、部員たちに暴言を吐くといった対応も、本来、あってはならないことです。そして、部活以外の場面でも、このような教員による子どもへの「指導」と称する体罰・暴言などが続いているのであれば、それもまた早急に停止すべきです。すべての教員には、その職務の前提として、子どもの生命・健康や安全を守る配慮義務があることを忘れてはいけません。

そして今、学校での体罰など不当な行為については、このような法令・条約の趣旨や教育行政の方針がなぜ守られなかったのか、その背景にどのような要因があるのか等について徹底した検証作業を実施し、それにもとづく再発防止策を確立することが、文部科学省及び大阪市を含む各地の教育行政、学校に必要不可欠なことです。また、これまでに被害を受けた子どもについては、その被害・損害回復のための措置実施も必要不可欠です。さらに、悲しいことではありますが、子どもが亡くなったケースについては、事実関係を早急に明らかにして遺族へ説明・謝罪し、当該教員への処分等の対応も実施しなければなりません。

特に、学校での体罰の予防・再発防止の措置、被害を受けた子どもの回復のための措置

については、文部科学省及び各地の教育行政が、学校保健安全法第 26 条「学校安全に関する学校の設置者の責務」に関する解釈を見直し、第 26 条にいう「事故、加害行為」等に「教員による暴力など」を位置づけることが必要です。その上で、同法第 3 条でいう「国及び地方公共団体の責務」として、同法第 3 章の諸規定にもとづいて、教員による子どもへの暴力防止措置と、被害を受けた子どもの回復のための措置などを、早急を実施するよう求めます。

その一方で、上記のような学校における子どもへの体罰・暴言による威嚇などの問題は、子どもの人権に関する重要な課題として、長年にわたって教育学や法学関係者からも指摘されてきました。また、日本弁護士連合会（日弁連）やさまざまな民間団体も相談活動など、子どもの人権救済・擁護の課題としてこの問題に取り組んできました。そうした中から、兵庫県川西市の子どもの人権オンブズパーソン制度（1998 年 12 月）など、一部の地方自治体では条例を制定し、学校での子どもの人権救済・擁護の課題に積極的に取り組むところも出てきています。

国連子どもの権利委員会からも日本政府に対して、1998 年、2004 年、2010 年と三度、総括所見（勧告）において体罰防止に関する措置の不十分さが指摘され、その改善に向けての措置実施が勧告されています。また、子ども・若者の自殺防止についても同様の勧告が行われています。したがって、こうした学校における子どもへの体罰・暴言の防止、子ども・若者の自殺防止などについて、これまで日本政府、特に文部科学省としてどのような措置をとってきたのか、その姿勢や措置の内容が問われるところです。

すでに新聞報道などでは、「いじめ防止法案」に学校での体罰防止等に関する規定を設けるなど、この問題への政府与党の取り組みが伝えられています。しかし、今後、学校での体罰防止や被害を受けた子どもの回復措置等に関して、新たな法整備を文部科学省や政権与党において検討するのであれば、最低限、すでに子どもの人権救済・擁護を推進してきた民間団体や日弁連、地方自治体の意見を十分に聴くとともに、その取り組みに学び、それを全国的に広げていくことが必要だと考えます。また、これに関する従来の文部科学省の施策（例えば、1948 年 12 月の「児童懲戒権の限界について」から 2007 年 2 月の「学校教育法第 11 条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方」への変更）を吟味し直すとともに、諸外国の体罰防止等の取り組みについても参照すべきです。そして、体罰やそれ以外の教員の理不尽な指導に苦しむ生徒やその家族の訴えを受け止め、状況を改善し得る窓口や仕組みづくりを早急に整えていく必要があると考えます。

なお、学校での体罰防止や被害を受けた子どもの回復等の措置実施にあわせて、たとえば特色ある学校づくりと部活の位置づけとの関係や、部活の実績と子どもたちの進路形成との関係など、その背景にある学校・教育行政の諸課題についても検証を行い、子どもの人権と安全の観点から抜本的な改善を講じていく必要があります。この点については別途、あらためて意見表明を行うこととします。

以上